

令和 7 年 第 1 回農業委員会総会 議事録

とき 令和 7 年 1 月 1 5 日（水）

ところ 東大阪市役所 2 2 階 会議室 1

【議事日程】

1. 農地調整・転用届出等に関する件

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号
相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件 |
| 日程第 2 | 報告第 2 号
引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件 |
| 日程第 3 | 報告第 3 号
生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件 |
| 日程第 4 | 報告第 4 号
農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第 5 | 報告第 5 号
農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号
開発行為の許可申請に対する意見具申の件 |

2. 地域計画に係る意見聴取について

出席委員	1 5 名 別紙のとおり
途中参加委員	1 名 別紙のとおり
欠席委員	2 名 別紙のとおり
事務局	2 名 別紙のとおり

開会 午後 2 時 0 0 分

【事務局】

それではお時間となりましたので、令和 7 年第 1 回農業委員会総会を開会させていただきます。会長よろしくお願いいたします。

【会長】

新年第 1 回目総会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には、すがすがしい新春をすこやかに迎えられたことと存じます。昨年は、委員会運営にひとかたならぬご理解とご協力を賜り、改めて厚くお礼申し上げます。

本日、令和 7 年第 1 回農業委員会総会を開催いたしましたところを、公私何かとご多用にも関わりませうご出席いただきまして、ありがとうございます。

それからですね、今日は審議終了後、地域計画に係る意見聴取の件、農政課から説明がございます。よろしくお願いします。

それではこれより総会を開会いたします。

東大阪市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。なにとぞ、議事が円滑に参りますよう、最後までひとつよろしくお願いいたします。着座によって進行させていただきます。

【議長】

本日の総会出席委員は、15 名ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員でございますが、私の方から指名してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。異議なしと認め、

15 番 高橋美代幸 委員。16 番 田中隆夫 委員。両委員を指名いたします。

それでは早速審議に入らせていただきます。

日程第 1、報告第 1 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 1、報告第 1 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件。番号 1、被相続人。住所・氏名 ○○○○・○○○○、相続開始年月日、令和○年○月○日。相続人、住所・氏名、○○○○、○○○○、特例適用農地の所在でございますが、○○○○。地目が○。登記面積が○○㎡、適用面積が○○㎡でございます。

相続登記が済んでいない土地になります。評価証明書、法定相続情報、戸籍謄本、遺産分割協議書、が添付されております。生産緑地地区の指定を確認しております。令和○年○月○日証明。以上です。

【議長】

1 番の専決事項につき、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第 1、報告第 1 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第 2、報告第 2 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。事務局、報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 2、報告第 2 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件。

番号 1、被相続人住所、〇〇〇〇、被相続人氏名、〇〇〇〇、相続開始年月日、平成〇年〇月〇日。相続人住所、〇〇〇〇、相続人氏名、〇〇〇〇、特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、適用面積が〇〇㎡、登記面積が〇〇㎡、ほか 5 筆でございます。令和〇年〇月〇日証明。他 7 件でございます。

【議長】

1 番から 8 番について異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第 2、報告第 2 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は了承することにいたします。

日程第 3、報告第 3 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件を議題といたします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 3、報告第 3 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件。

番号 1、買い取り申し出をするもの、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買取申出事由の生じたもの、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買取申出事由が生じた日、令和〇年〇月〇日、申出事由は故障でございます。

物件の表示でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡、他 2 筆でございます。土地の謄本、診断書の写し、付近の見取り図が添付されております。令和〇年〇月〇日証明。以上です。

【議長】

はい。この 1 番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしと認め、日程第 3、報告第 3 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件は

了承することに決します。

日程第 4、報告第 4 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 4、報告第 4 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件。

番号 1、届出人住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、所在地、〇〇〇〇、地目〇、面積〇〇㎡、転用目的が〇〇、用途地域は第 1 種住居地域でございます。

他 6 件でございます。

【議長】

1 番から 7 番までの専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第 4、報告第 4 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 5 に入らせていただきます。

日程第 5、報告第 5 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 5、報告第 5 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件。

番号 1、譲受人住所・氏名、被設定人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、設定人側でございますが、〇〇〇〇。〇〇〇〇。農地の所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積〇〇㎡。転用目的が、〇〇〇〇。用途地域は近隣商業地域、令和〇年〇月〇日、生産緑地の指定が解除されております。備考といたしまして、設定人の共有でございますが、〇〇〇〇さん。当該 5 条につきましては賃借権の設定でございます。期間が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの賃借権設定でございます。他 6 件でございます。

【議長】

はい。1 番から 7 番までの専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第 5、報告第 5 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 6、議案第 1 号、開発行為の許可申請に対する意見具申の件を議題とします。
事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 6、議案第 1 号、開発行為の許可申請に対する意見具申の件。番号 1、申請者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、所在地、〇〇〇〇。

地目が〇。面積が〇〇㎡。

申請目的は共同住宅、用途地域は第 1 種住居地域でございます。

他 1 件でございます。

【議長】

はい。続きまして事務局より説明願います。

【事務局】

はい。議長。

開発行為の許可申請につきましてご説明をさせていただきます。

番号 1 から順にご説明をさせていただきます。

申請場所は、〇〇〇〇から、南西へ約〇〇メートルのところにあり、用途地域が第 1 種住居地域内の農地となります。

本件は、〇〇、高さ〇〇メートルの〇〇ですが、1 棟を建築するものでございます。排水につきましては、公共下水道に接続放流する旨、事前協議申出書に記載をされております。申請地周辺の状況でございますが、西側に幅員 4 メートルの道路を挟んでおりまして生産緑地がございます。建築図面より生産緑地に面している西側には植え込みや駐車場を確保しており、耕作に影響があるものではございません。

また、北側、東側、南側につきましてはすでに宅地化されており、当該開発に係る影響はない旨、現地調査及び航空写真にて確認をさせていただいております。

続きまして、番号 2 についてご説明をさせていただきます。

申請場所は、〇〇〇〇から南東へ約〇〇メートルのところにあり、用途地域が第二種中高層住居専用地域内の農地となります。

令和〇年〇月〇日に生産緑地が制限解除されております。

本件は、〇〇〇〇でございますが、そちら 1 棟と、〇〇2 棟を建築するものでございます。

排水につきましては、公共下水道に接続放流する旨、事前協議申出書に記載がされております。

申請地周辺の状況でございますが、北側に農地がございますが、この農地につきましては農地法第5条により、露天資材置場として転用する旨が届出されておるものでございます。また、西側、南側・東側につきましては、すでに宅地化が進んでおり、当該開発に係る影響はない旨、現地調査及び航空写真にて確認をしております。説明は以上でございます。

【議長】

この件について審議願います。意見ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

意見ないものと認め、日程第6、議案第1号、開発行為の許可申請に対する意見具申の件は、意見なしのことを、関係部局に回答いたします。

続きまして地域計画に係る意見聴取について議題とします。
事務局より説明願います。

【農政課】

はい。委員会の貴重な時間を頂戴しましてありがとうございます。
農政課課長の西尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
地域計画に係る説明させていただきます。
農業経営基盤強化促進法に係る地域計画策定の経過でございます。
事前に事務局の方から資料を配付させていただいているところであります。
では、まず資料の説明の前に概要ですね、昨年の3月の総会においても、地域計画、制度の説明をさせていただきましたが、この場を借りて改めて、概要から説明させていただきたいと思います。
まず地域計画とは令和5年4月、農業経営基盤強化促進法の改正法が施行されまして、市町村が令和7年、今年の3月までに策定することが義務となったものでございます。
地域計画は地域の農業者の話し合いに基づきまして、地域農業の将来のあり方、概ね10年後にどのような農業を目指したいか、その実現のためには何が必要で、誰が何をしなければならないか。などをまとめた計画書と農地一筆ごとの将来の利用者を明確にした目標地図、これらをセットで合意決定するものでございます。
地域農業担い手が今後も減っていく状況に対する対応策として、農地利用の将来像を明確にして、農地を継続的に利用するように、利用できるようにすることでございます。
続きまして対象農地でございますが、地域計画を策定する必要がある農地は、大阪府の大阪府農業経営基盤強化促進基本方針で、地域計画の策定地域については原則、市街化区域を除いた区域、本市におきましては市街化調整区域のみ、こちらが対象の地域となります。
こちらは府の条例に基づき知事が指定しました農空間保全地域、を策定対象として、とする

という大阪府の方針がございましたので、本市その方針に倣って、策定地域を定めたものでございます。

本市におきまして、農空間保全地域の指定基準である、概ね 5 ヘクタール以上の集団農地を策定予定地域として、池島・横小路地区、及び横小路地区の 2 地域、さらには、面積は 5 ヘクタールに満たないものの、一部、市が棚田再興事業行っている峠髪切地区、これを加えた 3 地区を、3 地域を地域計画の策定予定地域とさせていただきます。

まず、池島・横小路地区、及び横小路地区では、地域の話し合いの前に座談会を開催させていただいております。話し合いをスムーズに行うための、地域計画の素案を策定する目的で、座談会はそれぞれ 2 回開催しております。

池島・横小路地区につきましては座談会の開催を 5 月 6 月、横小路地区につきましても 5 月 6 月に開催しております。

座談会の内容でございますが、池島・横小路地区、横小路地区の両地区とも、1 回目の座談会では地域農業の課題の抽出、課題に対する対応策。農業の将来のあり方に向けた、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項、これらについて話し合いをしました。2 回目の座談会では 1 回目の座談会での話し合いに基づきまして、市が策定した地域計画の素案及び目標地図の素案を確認していただき合意形成を図ることといたしました。

池島・横小路地区におきましては、協議に入る前段階で地域計画の策定自体に否定的な意見が多く出され、協議が前に進まない状態で、座談会の協議を終えることになりました。

その具体例としまして農地からの転用を考えている農家さんが多く、農業の計画自体に反対の立場をとられる農家さんが多数存在したためでございます。

横小路地区におきましては、地域計画素案及び目標地図の素案につきまして、座談会での合意がなされました。

続きまして協議の場の経過でございますが、地域での話し合いの本番となる協議の場、こちら参加者を広く募った上で開催させていただいております。

池島・横小路地区につきまして、9 月 7 日、横小路地区につきまして 9 月 14 日、峠髪切地区につきましてはゼロからの開催でしたので 3 回、8 月、10 月、11 月、開催させていただいております。

池島・横小路地区におきましては、地域全体の合意が必要であり、座談会での協議状況から地域計画策定は困難と判断しまして今年度につきましては地域計画策定を見送る方針の確認を得ることといたしました。

横小路地区におきましては地域計画の素案及び目標地図素案につきまして意見を求める形で協議を行いまして、地域として合意がなされました。

峠髪切地区におきましては 3 度の協議の場を開催し、遊休農地の解消やイノシシなどによる農作物被害などについての取り組みを盛り込みまして、地域計画策定の意見がまとまりました。

まとめたものが今お手元に配付させていただいている、池島・横小路地区及び峠髪切地区の地域計画、括弧案と書いているものでございます。

簡単に内容を説明させていただきますと、まず、横小路地区の方でございますが、1 番の(1)

地域計画の区域の状況は記載の通りでございます。

(2) 地域農業の現状及び課題につきましてですが、当地区は市街化区域に隣接しており、エリアの西側部分については平坦で一部農地転用による宅地化などで農地以外の土地と混在化しており、エリアの東側部分については傾斜地で農地に高低差があり、全体的に狭小な農地が多数を占めている、というところでございます。

野菜中心に一部水稻花卉の生産が行われております。

意向調査によりますと、70 歳以上の農業者は全体の 10% 高齢化が進んでおり、後継者不足というところが課題でございます。

農地が農道と接していないなどのそういうハード面の課題もございました。

農機具が高額で購入、更新がなかなかしづらい、という課題、意見も出ました。

続きまして次のページでございますが、(3) 地域における農業の将来のあり方、こちらにつきましては今後も野菜を主要作物としつつ、現状担い手及びその後継者で農地が荒廃しないように維持していくと。

ただし所有者は耕作できない農地につきましては農地中間管理機構を活用して、地域外からの担い手を募り、農地の集約、集積集約化なども検討するという、将来のあり方でございます。

2 番、農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標でございますが、こちら現在の集積率、国版認定農業者が 1 名いらっしゃいますがそちらの方が経営されている農地面積が全体の 2% でございますが、10 年後に集積する面積を 8% の目標としています。3 番、農業者の区域内の関係者が 2 の目標を達成するために取るべき必要な措置。こちら、先ほどもありましたが中間管理機構活用して農地の集積を進める。

活用、貸し手してからの希望に応じて、中間管理機構で貸借を行う。

基盤整備につきましては、山手という一面もありますので、大規模な基盤整備事業はなかなか難しいと。

ただ、それぞれの個々の水路の補修であるとか、改修であるとかそういったものは行政の補助事業も活用しながら、今後も整備して、いう形でございます。

括弧 4 番、多様な形態、関係機関と連携して多様な形態の確保を検討する地域内外から、主に地域外から、そういう大規模な経営者等に来てもらえるように、確保検討すると書いておりますがなかなか今のところ、具体的な話があるものではございません。

括弧 5 番、農業協同組合などの農業支援サービス事業者への農作業委託。

こちらにつきましては現在も J A グリーン大阪の管内で農作業を使うサービスがされておりますのでこれを活用していくという記載しております。

その下、その他につきましては、農機具購入時における行政の補助の充実を検討、現在も、以前ご説明させていただきました活性化補助金でございますが、こちらにつきましては地域計画策定区域はより一層補助の内容の見直しを図りつつ、充実させるよう、検討して参る。というところでございます。

次のページでございますが、4 番、地域内の農業を担うもの一覧、こちら認定農業者の〇〇〇氏、利用者は〇〇〇氏、の、2 名でございます。

認定農業者は国認定農業者で、今後も経営されている方をごさいますて、利用者というのは、先ほども出ました、農地中間管理事業を通じて貸借を行っておられる方をごさいます。その他経営面積等につきましては、記載の通りでございます。

5 番、農業支援サービス事業者一覧、こちらはグリーン大阪農業協同組合。

耕耘・代掻き、田植え、収穫等の受託事業をされております。

目標地図は別添の通りとありますが次のページをご覧ください。

こちら目標地図でございます。こちら 10 年後の目標でございます。

農業委員会事務局の方からアンケート調査したものを記載したものでございます。

A は認定農業者、B が利用者、それぞれ左上の凡例の通りでございます。

では続きまして峠髪切地区の方の説明させていただきたいと思ひます。

次のページ。ご覧いただけますでしょうか。

地域計画（案）峠髪切地区でございます。

一番の（1）地域計画の区域の状況につきましては記載の通りでございます。

（2）地域農業の現状及び課題につきまして、当地区は標高 400 メートルほどの古くからの街道に面した棚田を中心とした農地で狭小な農地が多数を占めている。

水稻を中心に一部野菜等の生産を行っている、景観にすぐれた地区であるが、担い手不足により遊休農地が発生しており、さらなる増加も懸念される。

鳥獣被害が多く、対策を講ずる必要がある。農家の大半が兼業農家で、いわゆる自給的農家がほとんどで、意向調査によれば 60 歳以上の農業者が大半で後継者がいない農業者は少ないが実際後継するかどうか、農業自体に従事するかどうかは未定で、継承できない農地が多く発生することが懸念されるといった現状と課題でございます。

次のページでございますが、地域における農業の将来のあり方、こちら協議をした結果中山間に面しておりまして傾斜もきつく、農地としては不利な条件であるが、高地の好条件を利用して良質な米が生産できることを活かして、米のブランド化、対外発信等を研究、検討していく。

今後も水稻を主要作物としつつ、野菜や果樹等の生産に取り組む。

地域の里山景観や資源を生かして、農業体験ボランティア景観スポット、棚田オーナー制度など、活用についても検討する。

こちら一応、市でも農業体験事業を行っております。

その中でもボランティアに関心のある方等声掛けをしているところでございますが、それも引き続き、里山の、景観魅力資源を生かして、そういうのが広がりを見せるように進めていきたいと考えております。

その他、協議を行いつつ、よりよいものに検討決定する。と記載させていただいております。

2 番の農業の将来のあり方に向けた農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標は、記載の通りでございます。

こちらの地域には認定農業者もいらっしゃいません。

先ほど申し上げましたが自給的農家がほとんどでしたので、集積はゼロ。

という状況でございます。

3 番の農業者及び区域内の関係者が 2 の目標を達成するためとるべき必要な措置でございますが目標は、なかなか数値化するのは難しいんですが、いずれにしても、後継者がいないというのが大きな課題でございますので、中間管理事業を通じて貸借を行い、外部からの、就農者も、より今後検討していかなければならないかと考えております。

はい。

一番下の欄ですが鳥獣被害防止対策の取り組みであるとか保全管理の取り組み、ボランティアの活用も検討しながら、農地の保全を第一に考えていかなければならないという取り組みを記載させていただいております。

次のページでございますが、担い手につきましては現状いない状況でございます。

農業支援サービス事業者、こちらの区域は J A 大阪中河内さんの管轄になるんですが、実際大阪中河内さんに確認したところ、ちょっとこの棚田の方につきましては、なかなか、全面的な受託等につきましては難しいというご回答がありましたので、記載はしておりません。

次のページでございますが、目標地図、こちら先ほどと同じく 10 年後の目標でございます。

こちら協議の場で、各農家さんから聞き取りをした分を記載しております。

現状、所有者耕作が大半でございますが、なかなか後継者が不足することが予想されますので、対策は必要であろうかと考えてございます。

今申し上げましたそれぞれの計画ですが、これは行政が一方的に決めたものというわけではございませんで、先ほど申し上げました通り地域の中の座談会協議の場で、各農家さんで協議していただいたものを市でまとめた内容となっております。今後の流れでございますが今年度中に、行政内部での手続きを経て、地域計画の案の報告、今年度中に公告縦覧を経て 3 月に公表をする予定でございます。

説明につきましては以上です。

【議長】

この座談会の方に参加していただきました、農業委員、池島地区の仲津委員、それから、横小路地区では、柳生委員、西田委員に参加いただきました。

峠髪切地区には石橋委員に参加いただきました。

ありがとうございます。

早速ですがこの件についてご審議願います。

意見ありませんでしょうか。

<意見なしの声>

意見なしのことを、農政課の方に回答いたします。

以上をもちまして本日の定例総会は終了します。

午後2時41分 終了

以上の事実相違がない事を証明するため、署名する。

会長 大西 博

委員 田中 隆夫

委員 高橋 美代子

令和7年 第1回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議 席	氏 名	出 欠	議 席	氏 名	出 欠
1	宮崎 行俊	○	10	石橋 亮平	○
2	木田 悟朗	○	11	大野 一博	○
3	草開 善城	×	12	柳生 よみ子	△
4	大東 雄太	○	13	柴村 義信	○
5	田中 強志	×	14	菱井 和樹	○
6	仲津 恭司	○	15	高橋 美代幸	◎
7	大西 博	○	16	田中 隆夫	◎
8	西田 博文	○	17	小林 茂一	○
9	石井 忠和	○	18	山口 裕之	○

○ 出 席
× 欠 席
◎ 議事録署名委員
△ 途中参加

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 奥 田 陽 子

事務局次長 横 関 真 人